

○松戸市在宅高齢者配食サービス事業実施規則

平成12年6月30日

松戸市規則第54号

(目的)

第1条 この規則は、在宅高齢者に対し、配食サービスを提供することにより、その安否を確認し、及び生活相談に応じるとともに、食生活の改善及び健康の維持増進を図り、もって在宅高齢者の自立促進と福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 在宅高齢者 介護保険法（平成9年法律第123号）第7条第3項に規定する要介護者（65歳以上の者に限る。）及び第4項に規定する要支援者（65歳以上の者に限る。）並びに第115条の45第1項第1号に規定する居宅要支援被保険者等であって、在宅のものをいう。
- (2) 配食サービス 栄養価の均衡のとれた夕食を調理し、市長が指定する時間帯に配達することをいう。
- (3) 配食サービス事業者 市の委託を受けて配食サービスを提供する者をいう。

(対象者)

第3条 配食サービスを利用することができる者は、次の各号のいずれにも該当する在宅高齢者とする。

- (1) 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）に基づく本市の住民基本台帳に記載されていること。
- (2) 在宅高齢者のみで構成されている世帯に属していること。
- (3) 外出及び食事の用意をすることが困難であると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、市長が必要と認める者は、配食サービスを利用することができる。

(利用回数等)

第4条 配食サービスは、配食サービスを利用しようとする者の居宅サービス計画に基づき、1週間につき4回まで利用することができる。

2 配食サービスは、次の各号に掲げる日は利用することができない。ただし、市長が必要があると認めるときは、これを変更することができる。

(1) 日曜日

(2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(3) 12月29日から翌年1月3日まで（1月1日を除く。）

(利用の申請及び決定等)

第5条 配食サービスを利用しようとする者は、松戸市配食サービス利用申請書（第1号様式）及び市長が必要と認める書類をその者を担当する小規模多機能型居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者又は地域包括支援センターを経由して市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、速やかにその利用の可否を決定し、松戸市配食サービス利用決定（却下）通知書（第2号様式）により当該申請者に通知するものとする。

(利用者負担額)

第6条 前条第2項の規定による通知を受けた者（以下「利用者」という。）は、配食サービスに要する費用の一部として、1食当たり450円を配食サービス事業者に支払わなければならない。

(報告)

第7条 配食サービス事業者は、毎月10日までに前月分の配食サービスの利用状況を松戸市配食サービス利用状況報告書（第3号様式）により報告するものとする。

(届出)

第8条 利用者は、申請書の記載事項に変更があったときは、速やかに松戸市配食サービス利用変更届（第4号様式）をその者を担当する小規模多機能型居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者

又は地域包括支援センターを經由して市長に提出しなければならない。

- 2 利用者は、第3条各号の規定に該当しなくなったとき又は配食サービスの利用を中止するときは、速やかに松戸市配食サービス利用中止届（第5号様式）をその者を担当する小規模多機能型居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、看護小規模多機能型居宅介護事業者又は地域包括支援センターを經由して市長に提出しなければならない。

（利用決定の取消し）

第9条 市長は、利用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、配食サービスの利用決定を取り消すものとする。

- (1) 利用者が第3条の要件を欠くに至ったとき。
- (2) その他配食サービスの利用が不相当であると市長が認めるとき。

（台帳）

第10条 市長は、松戸市配食サービス利用者台帳（第6号様式）を備えなければならない。

（補則）

第11条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成12年7月1日から施行する。

附 則（平成16年3月19日松戸市規則第12号）抄

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成21年5月1日松戸市規則第38号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、平成21年7月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の松戸市在宅高齢者配食サービス事業実施規則の規定は、施行日以後に受けた配食サービスについて適用し、施行日前に受けた配食サービスについては、なお従前の例による。

附 則（平成24年6月29日松戸市規則第60号）

この規則は、平成24年7月9日から施行する。

附 則（平成26年3月31日松戸市規則第26号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月31日松戸市規則第11号）

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月6日松戸市規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和6年3月29日松戸市規則第18号）

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

在宅高齢者配食サービス利用申請書

(宛先)松戸市長

届出日 年 月 日

申請者 (本人)	住所	
	電話	
	氏名	

配食サービスを利用したいので次のとおり申請します。
 在宅高齢者配食サービス利用申請に当たり、市が必要に応じて私の住民基本台帳を閲覧することに同意いたします。
 また、私の個人情報がこの事業実施に必要な範囲内で利用されることに同意いたします。

利用者	住所 松戸市	電話	
	フリガナ 氏名	生年月日	年 月 日 (歳)
緊急連絡先	住所	電話 携帯	
	フリガナ 氏名	利用者 との続柄	

(希望業者選択欄)

第 号
年 月 日

様

松戸市長

松戸市配食サービス利用決定(却下)通知書

年 月 日付けで申請のありました松戸市配食サービスの利用を下記のとおり決定(却下)しましたので通知します。

記

1 利用を認めます。

利用者	住所
	氏名 電話番号
配食サービス事業者	住所
	事業者名 電話番号

- (1) 配食サービスを必要としなくなったときは、速やかに市()に連絡して下さい。
- (2) 配食サービスは週4回まで利用することができます。上記配食サービス事業者が事前に訪問しますので、その際に利用する曜日を調整して下さい。
- (3) 外出などの理由で配食サービスを利用しない場合は、前日の午後3時までに上記の配食サービス事業者に連絡して下さい。

2 利用を認めない。

理由

松戸市配食サービス利用状況報告書

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所

配食サービス事業者 事業所名

印

代表者名

年 月分の配食サービス利用状況について下記のとおり報告します。

記

- 1 利用者数 人
- 2 利用券枚数 枚
- 3 添付書類
配食サービス利用状況明細書
利用券 枚

松戸市配食サービス利用変更届

年 月 日

(あて先)松戸市長

住 所

申請者 電話番号

氏 名

印

利用者との続柄

松戸市配食サービス利用について申請内容に変更が生じたのでお届けします。

利 用 者	住 所		電話番号	
	フリガナ		生年月日	年 月 日(歳)
	氏 名			
変更理由				
変更内容	旧			
	新			
変更日	年 月 日			

松戸市配食サービス利用中止届

年 月 日

(宛先) 松戸市長

住 所

申請者 電話番号

氏 名

利用者との続柄

松戸市配食サービスについて利用を中止しますのでお届けします。

利 用 者	住 所		電話番号
	フリガナ	生年 月日	年 月 日 (歳)
氏 名			
中止理由			
中止日	年 月 日		

